

○飯塚市障がい者配食サービス事業実施要綱

平成18年3月26日

飯塚市告示第19号

改正 H20-7、H20-14、H22-104

(目的)

第1条 この告示は、在宅の重度障がい者等の自立と生活の質の確保を図るとともに、家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るため、在宅の重度障がい者等に対し配達による給食を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

(H20-14全改)

(実施主体)

第2条 配食サービス事業(以下「事業」という。)の実施主体は、飯塚市とする。ただし、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉協議会、社会福祉法人、民間事業者及びボランティア団体等に委託することができる。

(利用対象者)

第3条 この事業の利用対象者は、市内に居住する在宅の調理困難な重度障がい者のみの世帯の者又はそれに準ずる者とする。

(H22-104一改)

(事業内容)

第4条 この事業の供与するサービスは、次のとおりとする。

- (1) 栄養のバランスのとれた食事を調理し、訪問により定期的に提供すること。
- (2) 医師により食事制限を受けている者に対する給食については、できるだけその対応に努めること。
- (3) 訪問の際、当該利用者の安否を確認し、健康状態に異常等があった場合には、関係機関への連絡等を行うこと。

(配食回数等)

第5条 配食は、1日1回、週7日以内とする。

2 利用者の事由により中止し、又は中止していた配食を再び希望するときは、利用者が直接、3日前までにこの事業の委託を受けた業者(以下「委託業者」という。)又は市に連絡するものとする。

(利用料)

第6条 利用料(食材料費)は利用者の負担とし、1食につき400円とする。

(H20-7一改)

(利用料の納付)

第7条 前条の利用料は、利用者が直接委託業者に納付するものとする。

(会計)

第8条 委託業者は、事業の円滑な運営を行うとともに、この事業の会計を明らかにする帳簿を備えるほか、次の帳票を備え付けなければならない。

- (1) 配食日誌
- (2) 配食配達簿
- (3) 献立表綴
- (4) 配食サービス利用依頼書綴
- (5) 食材料仕入台帳
- (6) 備品台帳

(利用の申請)

第9条 第4条に規定するサービスの提供を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、配食サービス利用申請書(様式第1号)により市長に申請するものとする。

(利用の決定等)

第10条 市長は、前条の申請があったときは配食サービス調査票(様式第2号)により調査を行い、その結果を配食サービス提供決定(却下)通知書(様式第3号)により申請者(委託業者には様式第4号により決定の通知をする。)に通知するものとする。

(報告)

第11条 委託業者は、各月毎の利用状況及び献立表を市長に報告するものとする。

(届出)

第12条 利用者は、配食サービスの必要がなくなったときは、配食サービス利用辞退届出書(様式第5号)により市長に届け出なければならない。

(利用の取消し)

第13条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その提供を取り消すものとする。

- (1) 死亡し、又は市外へ転居したとき。
- (2) 利用者からの利用辞退の届出があったとき。
- (3) 入院等により3箇月以上利用がなかったとき。
- (4) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により提供を取り消したときは、配食サービス提供取消通知書(様式第6号)により利用者及び委託業者に通知するものとする。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月26日から施行する。

(適用)

2 この告示は、平成18年4月1日以後に係る事業に適用し、同日前に係る事業については、なお合併前の飯塚市障害者給食サービス事業実施要綱(平成12年飯塚市告示)、穂波町配食サービス事業実施要綱(平成6年穂波町)又は颯田町配食サービス事業実施要綱(平成2年颯田町告示第47号)(次項においてこれらを「合併前の要綱」という。)の例による。

(経過措置)

3 平成18年3月31日までに、合併前の要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年2月14日 告示第7号)

この告示は、告示の日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則(平成20年3月19日 告示第14号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成22年4月12日 告示第104号)

この告示は、告示の日から施行する。

様式第1号(第9条関係)

配食サービス利用申請書					
					年 月 日
(あて先)飯塚市長					
住所 飯塚市				印	
氏名					
飯塚市障がい者配食サービス事業実施要綱に基づく、配食サービスの利用を申請します。					
対象者	氏名		男・女	生年月日	年 月 日生
	住所	飯塚市			
	身体障がい者手帳番号	県第	号	年 月 日	交付
	障がい名			障がい等級	の 級
世帯の状況	氏名	続柄	生年月日	職業	備考
利用を希望する理由及び曜日					
備考					

様式第2号(第10条関係)

配食サービス調査票

調査日
印

年 月 日

調査員

対象者氏名		男女	生年月日	年 月 日生(歳)	
対象者住所	飯塚市 ゼンリン地図(ページ —)電話番号(—)				
同居家族	氏名	続柄	性別	年齢	備考
緊急連絡先	氏名	続柄	電話番号	住所	
民生委員	(電話番号 —)				
心身の状況	障がい者手帳				
	精神の障がい	(1) なし (2) 軽度 (3) 中度 (4) 重度			
健康状態	(1) 良好 (2) 普通 (3) 中度 (4) 入退院を繰り返す (5) 過去1年以内に入院したことがある 医療機関名()時期()				
受診の状況	主な疾患名				
	医療機関名	電話番号(—)			
	受診の状況	週・月 回(うち往診 回 訪問看護 回)			

	食事指導等	(1) 医師からの指導等はない (2) 食事の指導を受けている() (3) 食事制限の指示あり() (4) 治療食を食べている()
--	-------	---

日常生活動作	歩行	(1) 自立 (2) 一部介助があれば可 (3) 車いす使用 (4) 寝 た き り
	買物	(1) できる (2) 食事の買物程度は可 (3) 自分でできない
	調理	(1) できる (2) できるがしたくない (3) 方法がわからずできない (4) 身体状況によりできない
	食事	(1) 自立 (2) 一部介助があれば可 (3) 全面介助
介護の状況	(1) 介護は必要ない (2) 必要だが介護者がいない (3) 介護を受けている 主たる介護者 続柄 _____ 氏名 _____	
調理の状況	(1) 自分でやっている (2) 家族がやっている (3) できあいを買ってくる (4) ホームヘルパーを利用している (5) 配達 of 食事を利用している (6) その他()	
食事の状況	(1) 食事をきちんととっているか (a) 3食 (b) 2食 (c) ときどき食べないことがある (d) 不規則 (2) 食事の状態 (a) 普通食 (b) かゆ食 (c) やわらかめ (d) きざみ食 (e) ミキサー食 (f) その他	
サービスの利用状況	(1) ホームヘルパー 週 回(曜日・ 曜日・ 曜日) (2) デイサービス 週 回(曜日・ 曜日・ 型) (3) デイケア 週 回(曜日・ 曜日・ 曜日) (4) 訪問看護 週 回(曜日・ 曜日・ 曜日) (5) 緊急通報システム・福祉電話	
留守時の給食場所		

調査員意見	(1) ぜひ必要 (2) 必要 (3) 必要ない (理由)
-------	----------------------------------

	(曜日) 月・火・水・木・金・土・日
--	--------------------

様式第3号(第10条関係)

配食サービス提供決定(却下)通知書

第 年 月 日 号

様

飯塚市長 印

標記については、次のとおり決定(却下)しましたので通知いたします。

1 対象者

住所

連絡先

2 提供開始日 年 月 日()から

3 提供する曜日 月・火・水・木・金・土・日

4 負担金 1食当たり 円負担していただきます。

様式第4号(第10条関係)

配食サービス提供決定通知書

第 年 月 日 号

様

飯塚市長 印

標記については、次のとおり決定しましたので通知いたします。

1 対象者

氏 名

住所

連絡先

2 提供開始日 年 月 日()から

3 提供する曜日 月・火・水・木・金・土・日

4 添付資料

(1) 調査票

(2) 自宅付近の地図

様式第5号(第12条関係)

配食サービス利用辞退届出書

年 月 日

(あて先)飯塚市長

氏名

住所

標記については、次の理由により辞退しますのでお届けいたします。

1 理由

様式第6号(第13条関係)

配食サービス提供取消通知書

第 年 月 日
第 年 月 日

様

飯塚市長 印

標記については、次のとおり提供を取り消しましたので通知いたします。

1 対象者

住所

氏名

2 提供取消日

年 月 日()から

3 理由